

社会福祉法人しなのさわやか福祉会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人しなのさわやか福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに法人が委嘱した委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 法人の役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、会議等に出席した翌月の20日（金融機関が休業日の場合は前営業日）に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人の職務のため出張するときは、費用弁償としてその都度旅費を支給し、その額は役員等の居住地から計算して職員の旅費規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から適用する。

別表（第2条及び第4条関係）

(単位 円)

	日額報酬	会議出席日額費用弁償
理 事	5,000円	
評議員	5,000円	
監 事	5,000円	
理事長が必要と認める者	5,000円	
地域密着運営推進会議委員		2,000円
苦情処理委員会委員		2,000円
入所判定委員		2,000円
その他の委員		2,000円